

令和5年7月14日

（案）修正後

流山市長 井崎 義治 様

流山市男女共同参画審議会  
会 長 北川 慶子

パートナーシップ制度について（答申）

令和5年6月2日付け流企第98号で諮問のあった上記制度を導入するか否かについて、当審議会で審議した結果は以下のとおりです。

今日、全国的に広がっているパートナーシップ制度について、当審議会では、パートナーの家族を含めたファミリーシップを含め導入すべきという結論に至りました。その理由の1つとして、本市が多様性を尊重する社会の推進に関する条例を制定していることが挙げられます。

市が示したパートナーシップ制度の基本的考え方については、この制度が誰のために必要な制度なのかを検討し、パートナーシップ及びファミリーシップの定義を明確にいたしました。

また、一部わかりづらい表現については、わかり易い表現に改め、制度を実効性あるものとするため、パートナーシップの要件を満たさなくなったとき等の証明書の返還や無効の手続についても検討し、これを定めておく必要があると考えました。

以上を踏まえ、別紙のとおり、当審議会としてのパートナーシップ制度の基本的考え方の修正案をお示しいたします。

今後、市において、制度の詳細を検討される際には、当事者がより利用しやすい制度となるよう下記の事項について配慮されることを要望いたします。

記

1. 制度導入に当たっては、届出を検討されている方や届出された方の相談に応じられるようにすること。
2. 制度を市民や事業者へ広く周知し、制度への理解と協力を得ること。
3. 導入後に、社会情勢の変化や法改正等が行われた場合は注視し、適時・適切に見直しを行うこと。

第3回男女共同参画審議会（R5.7.14）資料1

流山市男女共同参画審議会委員

会長 北川 慶子

副会長 大塚 紫乃

小林 華奈子

小宮 陽一

加茂 ふさ子

安井 博子

箱 真人

残間 尋子

飯野 弘仁

大久保 誕子

坂井 信弘

佐藤 聡美

増田 仁